

著作物利用許諾申請説明資料

～ 山本作兵衛翁の著作物利用許諾申請に当たって ～

平成28年4月改訂

田川市石炭・歴史博物館

1 著作権の概要について

(1) 著作物とは

思想的感情（人が頭や心で考えたり感じたりしたもの）を創作的（その人の個性が表れているもの）に表現したもの（頭や心の中だけでなく、外に表現されたもの）が著作物と認められる条件です。山本作兵衛翁の描いた記録画などは、この著作物に当たります。

(2) 著作権とは

作品を作った人がその作品の使い方を決めることができる権利です。

つまり、作品を作った人以外は勝手に作品を利用することはできないということです。

作品を創作した山本作兵衛翁は昭和59（1984）年12月にお亡くなりになりましたが、著作権は山本作兵衛翁の相続人の方が承継しています。

現行の法律（著作権法）では、著作権者の死後50年間、平成46（2034）年12月31日まで著作権は保護されることとなっています。

よって、山本作兵衛翁の著作物を利用する場合は、著作権者の了解が必要となり、著作物の利用許諾申請を行っていただく必要があります。

また、著作権は所有権（山本作兵衛翁の記録画等を所有している権利）とは異なります。山本作兵衛翁の記録画等を所有されている方が、その著作物を原画の展示以外の方法で御利用される場合も著作権者の了解が必要となります。

著作権の代表的なものは、複製権（無断で複製されない権利）ですが、他にも様々な権利があります。例えば、絵画を彫刻にするなど、著作物を二次的に創作する場合も、著作権者の了解が必要となります。

著作権の侵害に当たるかどうかについて、御不明な場合は、事前に田川市石炭・歴史博物館にお問合せをお願いします。

(3) 著作権の制限について（著作物の利用許諾申請が不要な場合）

私的使用のためのコピーなどの場合には、著作権者の了解を得る必要はありません。ただし、これはあくまでも例外であって、利用する方に「利用できる権利」を与えているものではありません。判断が難しい場合は、事前に田川市石炭・歴史博物館にお問合せをお願いします。

※ その他、申請が不要な場合の例示

教育目的のためのコピー、「教育機関」でのコピー、「時事的事件」の報道のための利用等（「出所の明示」等の条件を満たす必要があります。）

2 山本作兵衛翁の著作物の利用許諾申請に当たっての一般的事項について

(1) 担当窓口について

田川市石炭・歴史博物館が山本作兵衛翁のすべての著作物利用申請窓口業務を行います。

(2) 著作権料等について

基本的には、別紙1「著作権基準表」に基づき判断をいたします。

なお、「著作権基準表」に該当しない利用許諾申請があった場合は、山本作兵衛翁の全相続人代表者（以下「相続人代表者」という）に確認の上、決定いたします。

(3) 申請書類の様式及び申請内容の確認について

申請書類の様式	申請内容の確認について
<p>様式第1号 「山本作兵衛氏著作物（田川市所有分）利用申込書」 説明：田川市が所有している著作物を利用される場合の様式です。</p>	<p>山本作兵衛翁の人格的利益を保護するため、山本作兵衛翁の名誉、声望を損なわない内容であるかに視点を置き著作物の利用内容を確認いたします。注1</p>
<p>様式第2号 「山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く）利用申込書」 説明：田川市以外の個人、団体の方が所有している著作物を利用される場合の様式です。 注2</p>	<p>山本作兵衛翁の相続人等関係者が著作物の利用内容を確認いたします。</p>

注1 企画制作・展示等に必要範囲において、本著作物を修正、改変、翻訳、翻案、編集、見出しやキーワードを付加する場合、あるいは第三者の素材と一緒に編集する必要がある場合には、事前に代表者に許諾を得ることとなります。

注2 所有者が、不明の場合には、田川市石炭・歴史博物館にお問合せをお願いします。

(4) 原稿等の提出について

申請書の提出に併せ、著作物を御利用いただく内容を記した企画書、原稿（ゲラ）等（どのように利用されるかが分かるもの）の御提出をお願いします。

なお、原稿の提出が困難な場合は、事前に田川市石炭・歴史博物館に御相談をお願いします。

(5) 承諾書の交付について

著作物の利用を承諾した場合は、次の書類を交付いたします。なお、承諾いたしかねる場合は、口頭にて申請者に御連絡をいたします。

ア 田川市所有の著作物の利用を承諾した場合

(ア) 利用料が発生する場合

様式第 3 号「山本作兵衛氏著作物（田川市所有分）利用承諾書」

(イ) 利用料が発生しない場合

様式第 4 号「山本作兵衛氏著作物（田川市所有分）利用承諾書」

イ 田川市以外の個人、団体の方が所有している著作物の利用を承諾した場合

(ア) 利用料が発生する場合

様式第 5 号「山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く）利用承諾書」

(イ) 利用料が発生しない場合

様式第 6 号「山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く）利用承諾書」

(6) 申請を受け付けてから承諾までの期間について

基本的には、申請を受け付けてから、2 週間以内を目途に、承諾までの手続きを行います。

ただし、著作物の利用内容によっては、2 週間を超えることがありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

(7) 成果物の納品について

原則は、田川市所有の著作物を御利用の場合、山本作兵衛翁の相続人に 1 4 部、田川市に 2 部の成果物の納品、田川市以外の個人、団体が所有する著作物を御利用の場合、山本作兵衛翁の相続人に 1 4 部の成果物の納品ですが、その都度、相続人代表者に相談のうえ、成果物の内容により上記部数以内で納品部数を決定することといたします。

(8) 著作物利用許諾申請事務の流れ

ア 田川市所有の著作物に係る著作物申請事務の流れ

別紙 2 「山本作兵衛氏著作物（田川市所有分）の著作権等対応フローチャート」

イ 田川市以外の個人、団体が所有する著作物に係る著作物申請事務の流れ

別紙 3 「山本作兵衛氏著作物（田川市所有分を除く）の著作権対応フローチャート」

3 著作物利用にあたって

(1) 著作権の明示について

著作物を利用した場合は、原則として、「©Yamamoto Family」（大文字、小文字及び字体の指定はありません。）と表記願います。

また、表記の位置は、記録画と重なることのないようお願いします。

ただし、WEB（ウェブ）サイトや電磁的記録媒体（CD、DVD等データでの利用のもの）での御利用の際には、記録画に重ねての表記をお願いします。

なお、著作物以外のものが写っている場合には、表記を省略することができます。

※事例を別紙4「記録画の使用例」に記載しています。

(2) 所蔵の明示について

田川市所有の著作物を利用する場合は原則として、「田川市石炭・歴史博物館所蔵」と、著作権表記と併記願います。順番は著作権表記の次に所蔵の表記をお願いします。

余白等の関係で併記が困難な場合は、事前に田川市石炭・歴史博物館に御相談をお願いします。

(3) 田川市所有の画像データを使用する場合は、「田川市が所蔵する山本作兵衛氏の炭坑記録画等の画像データ使用に関する要綱」に基づき、著作物利用許諾申請とは別途申請が必要となりますので、御注意をお願いします。

4 報道機関の申請について

(1) 著作物利用許諾申請について

山本作兵衛翁の著作物利用に当たっては、基本的には前述のとおりの手続きとなります。

ただし、特に報道関係者の方が利用されることの多い、「時事の事件」の報道等については、以下のように御対応いただくようお願いします。

(2) 「時事の事件」の報道の対応について

著作権法第41条の規定に基づき、利用許諾申請は不要となります。

ただし、「時事の事件」の報道に当たるか、その判断が難しい場合は、事前に田川市石炭・歴史博物館にお問合せをお願いします。

なお、「報道」とは、新聞報道とテレビ報道をいいます。

【著作権法 第41条】

写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

- (3) 特集記事及び特集番組等、「時事の事件」の報道に当たらない場合
利用許諾申請は事前に必要となります。

なお、著作権利用料は下表のとおり発生いたします。

分類	著作権料	備考
新聞	無	特集頁
	1点 1,000円	企画（自社販売物等のPR等）
放送 (テレビ)	右記のとおり	企画・特集等 アップ1枚 1,000円、 グループショット（3枚以上）3,000円
	無	製作局での再放送

- (4) 報道関係者の方の著作物利用許諾利用申請の流れ

ア 田川市所有の著作物に係る著作物利用申請事務の流れ

別紙5「各新聞社用 山本作兵衛氏の著作権対応フローチャート」

イ 田川市以外の個人、団体が所有する著作物に係る著作物利用申請事務の流れ

別紙6「各放送（テレビ）局用 山本作兵衛氏の著作権対応フローチャート」

5 用語の説明

- (1) 田川市が所有している著作物

平成25年5月23日付けで、田川市が相続人代表者と締結した著作物利用許諾契約に基づき、田川市が所有権を保有する山本作兵衛翁の著作物627点をいいます。

この627点については、田川市が一括して、相続人代表者から著作物の利用許諾を受けています。

ただし、627点以外で田川市が山本作兵衛翁の相続人若しくは第三者から所有権の移転を受けた著作物についても、今後、目録を調製のうえ、適宜当該著作物の範囲に含める予定です。

627点のうち記録画については、585点を「山本作兵衛氏炭坑の記録画WEBサイト」(<http://www.y-sakubei.com/world/index.html>)、584点を図録「炭坑の語り部 山本作兵衛の世界」（編集・発行：田川市石炭・歴史博物館、田川市美術館）に掲載しています。

- (2) 記録画のみを使用する場合

別紙4「記録画の使用例」のとおり記録画の画像のみを使用する場合のことをいいます。

(3) 記録画以外のものが写っている場合

別紙4「記録画の使用例」のとおり展示場などにおいて、記録画を撮影し、記録画以外のものが写り込んだ画像を使用する場合などのことをいいます。

(4) 「時事の事件」の報道

著作権法第41条に規定する写真、映画、放送その他の方法によって行う時事の事件の報道をいいます。

ア 「時事の事件」の報道のための利用についての条件

※文化庁著作権テキストより抜粋

(ア) その事件を「構成した著作物」や、その事件の過程で「見られたり聞かれたりした著作物」のみを利用すること

(イ) 報道の目的上正当な範囲内であること

(ウ) 慣行があるときは「出所の明示」が必要

(5) 特集頁

「時事の事件」の報道に当たらない、山本作兵衛翁の著作物を題材とし編集した記事等をいいます。

(6) 企画（自社販売等のPR等）

著作物利用者が販売する図書等の宣伝のため、企画、編集した記事等をいいます。

6 お問い合わせ先

【田川市石炭・歴史博物館】

〒825-0002 福岡県田川市大字伊田2734番地1

E-mail: sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

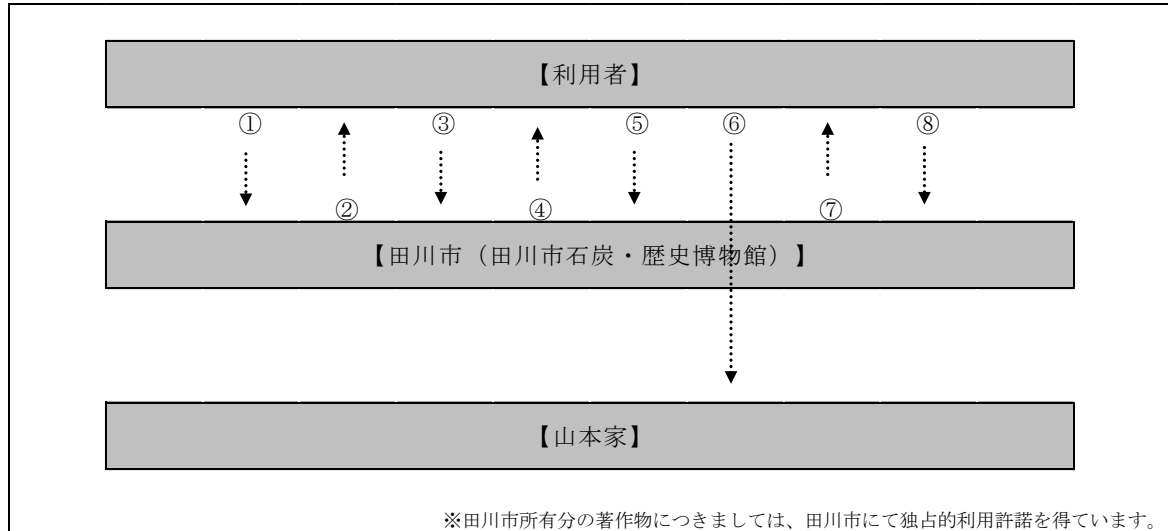
TEL/ FAX: 0947-44-5745

分類	区分	収入の有・無	著作権料	備考
書籍① (電子書籍を含む) 【山本作兵衛氏の著作物に特化した内容のもの】	官公庁	有	本体価格の8%以内	
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	本体価格の8%以内	
		無	無	
民間・個人	有	出版元との契約による		
	無	無		
書籍② (電子書籍を含む) 【それ以外】	官公庁	有	1点1,500円	
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,500円	
		無	無	
民間・個人	有	右記のとおり	一般書(小説・評論等) 装幀: ｶﾞｰ50,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ20,000円 口絵及び本文: ｶﾞｰ10,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ5,000円 学術書(小説・評論等) 装幀: ｶﾞｰ50,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ20,000円 口絵及び本文: ｶﾞｰ8,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ4,000円 美術書(収録作品として) ｶﾞｰ10,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ5,000円 教科書(小学校～高等学校) 1,500円 教科書(大学等) 装幀: ｶﾞｰ50,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ20,000円 口絵及び本文: ｶﾞｰ8,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ4,000円 副教材(参考書を含む) ｶﾞｰ6,000円、ﾓﾉｸﾞﾗﾌ3,000円	
	無	無		
雑誌 機関誌 広報誌 情報誌 会報誌 小冊子 パンフレット リーフレット チラシ ポスター	官公庁	有	1点1,500円	
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,500円	
		無	無(※3)	
民間・個人	有	1点3,000円		
	無	無(※3)		
新聞	マスコミ	-	無	ニュース(利用許諾申請は必要なし)、特集頁(利用許諾申請は必要)
		-	1点1,000円	企画(自社販売物等のPR等)
放送 (テレビ)	マスコミ	-	無	ニュース
		-	右記のとおり	企画・特集等 アップ1枚1,000円、グループショット(3枚以上)3,000円
		-	無	製作局での再放送
物品① (山本作兵衛氏の著作物がないと成り立たないもの) ※契約は期間、若しくはロット単位ごとに締結する。	官公庁	有	本体価格の5%以内	
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	本体価格の5%以内	
		無	無(※3)	※3に該当する場合は1点3,000円
民間・個人	有	本体価格の10%以内		
	無	無(※3)	※3に該当する場合は1点6,000円	
物品② (それ以外) ※契約は期間、若しくはロット単位ごとに締結する。	官公庁	有	1点1,500円	
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,500円	
		無	無(※3)	
民間・個人	有	1点3,000円		
	無	無(※3)		
展示用 (展示用複製物作成)	官公庁	有	1点1,000円	・通常の入場料であれば収入なしとみなすが、特別展などにおける入場料がある場合は、収入ありとみなす。 ・作成した複製物は、原則使用後破棄。破棄できない理由がある場合についても、他団体等への貸し出しは不可とする。再度利用する場合は、改めて申請の必要あり。
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,000円	
		無	無(※3)	
民間・個人	有	1点2,000円		
	無	無(※3)		
上映用	官公庁	有	1点1,000円	・製作番組等をイベント等で上映。 ・番組を制作した会社等が、著作権者と、著作権の取り扱いについて、どのような契約をしているかを確認する必要がある。 ・上映単独での営利目的による利用の場合は収入有りの取組みとみなす。
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,000円	
		無	無(※3)	
民間・個人	有	1点2,000円		
	無	無(※3)		
投影 (プロジェクター等使用)	官公庁	有	1点1,000円	・講演会等における利用。 ・通常の入場料であれば収入なしとみなすが、特別展などにおける入場料がある場合は、収入ありとみなす。
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,000円	
		無	無(※3)	
民間・個人	有	1点2,000円		
	無	無(※3)		
WEB	官公庁	有	1点1,500円	・有料会員HP等 ・画像転出防止対策を行うこと。(画中に著作権©Yamamoto Familyの表示等)
		無	無	
	民間・個人 (筑豊地域内)	有	1点1,500円	
		無	無(※3)	
民間・個人	有	1点3,000円		
	無	無(※3)		

※1 この表に記載がないものについては、別途山本家と協議を行い決定する。
 ※2 官公庁が100%出資して設立した公益法人に関しては官公庁と同等の取扱いとする。
 ※3 営利を目的とした企業等が宣伝・広告用に著作権を利用する場合は、無償配布物であっても有償の場合と同等の著作権利用料が発生する。(物品①については備考欄のとおり)
 ※4 「筑豊地域内」の市町村は、田川市・飯塚市・嘉麻市・直方市及び田川郡・嘉穂郡・鞍手郡内の町村とする。なお、全国の旧産炭地並びに筑豊地域に隣接する市町村については、「筑豊地域内」に準じた取扱いをする場合もある。

山本作兵衛氏著作物(田川市所有分)の著作権等対応フローチャート

山本作兵衛氏著作物の利用に関しては、著作権保護期間内であり、田川市が利用許諾窓口として業務を行っています。下記の手続きによるご対応をよろしく申し上げます。



- ① 【利用者】⇒ 利用に関する連絡を【田川市】へ（電話等）
- ② 【田川市】⇒ 利用内容を確認のうえ、申請書類の様式等を【利用者】へ送付
- ③ 【利用者】⇒ 申請書、ゲラ等を【田川市】へ送付
- ※ 内規等で著作権利用の条件（料金等）を定めている場合は、必ずその旨明記してください。
- ※ この段階でのゲラの送付が難しい場合は、ご相談ください。
- ④ 【田川市】⇒ 申請書等の受付、確認、著作権利用に関する承諾判断、承諾書等を【利用者】へ送付
- ※ 原則として、本著作物を利用し収入が発生する場合は有料となります。
- ※ 田川市での判断が難しいケースについては、著作権者である山本家との協議が必要となります。
- ⑤ 【利用者】⇒ 画像データ使用許可申請書を【田川市】へ送付
- ⑥ 【利用者】⇒ 著作権利用料の支払い等
- ⑦ 【田川市】⇒ 画像データ使用許可決裁、画像データを【利用者】へ送付
- ⑧ 【利用者】⇒ 画像データの使用（許可条件の遵守）
- 成果品納品（著作権者 3 部、田川市 2 部）※納品が難しい場合は申請時にご相談ください。

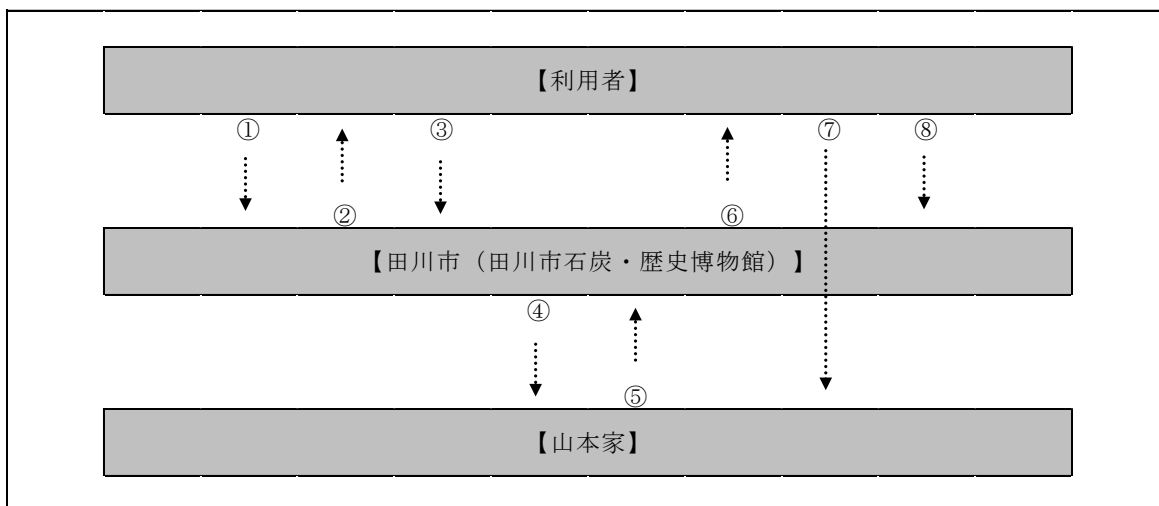
- 口頭で著作権者に直接依頼することはできません。
- 本件に関する手続きは、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。
- 著作物を御利用の際には、「©Yamamoto Family」と明示してください。また、「田川市石炭・歴史博物館所蔵」と併記をお願いします。所蔵の併記が余白等の関係で困難な場合は御相談に応じます。

【田川市石炭・歴史博物館】

〒825-0002 福岡県田川市大字伊田2734番地1
E-mail: sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp
TEL・FAX: 0947-44-5745

山本作兵衛氏著作物(田川市所有分を除く)の著作権対応フローチャート

山本作兵衛氏著作物の利用に関しては、現在著作権保護期間内ですので、著作権を有している山本家との協議が必要となります。現在、田川市が事務手続きを代行しておりますので、下記の手続きによるご対応をよろしく申し上げます。



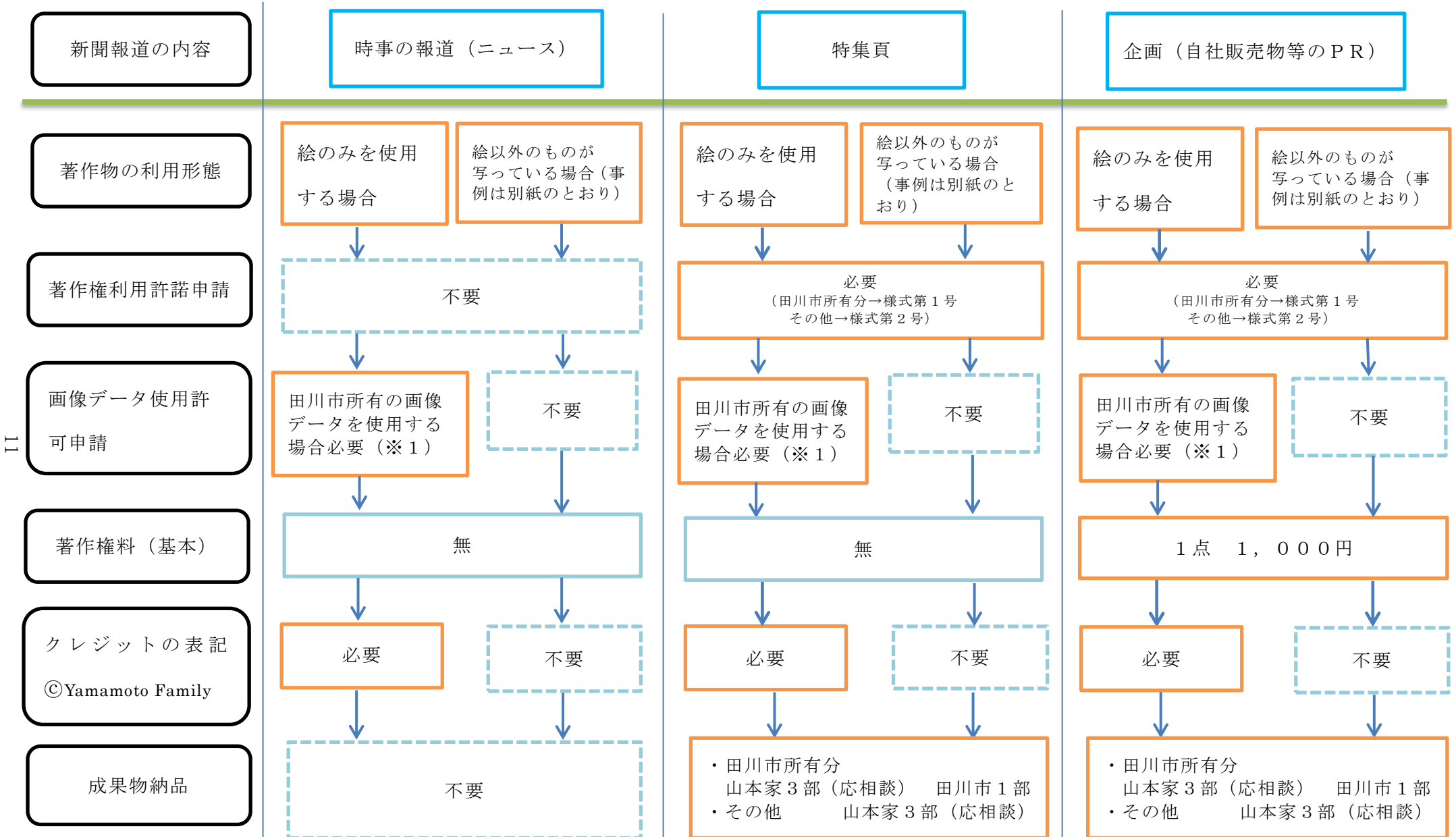
- ① 【利用者】⇒ 利用に関する連絡を【田川市】へ（電話等）
 - ② 【田川市】⇒ 利用内容を確認のうえ、申請書類等の様式を【利用者】へ送付
 - ③ 【利用者】⇒ 申請書、ゲラ等を【田川市】へ送付
 - ※ 内規等で著作権利用の条件（料金等）を定めている場合は、必ずその旨明記してください。
 - ※ この段階でのゲラの送付が難しい場合は、ご相談ください。
 - ④ 【田川市】⇒ 申請書等の受付、確認、【山本家】へ送付
 - ⑤ 【山本家】⇒ 著作権利用に関する承諾判断、【田川市】へ承諾書等を送付
 - ※ 著作権利用にかかる契約が必要な場合（料金等が発生する場合など）については、山本家と利用希望者との間の契約となります。
 - ⑥ 【田川市】⇒ 承諾書の受付、【利用者】へ送付
 - ⑦ 【利用者】⇒ 著作権利用料の支払い等
 - ⑧ 成果品納品 3部 ※納品が難しい場合は申請時にご相談ください。
- 口頭で著作権者に直接依頼することはできません。
 - 本件に関する手続きは、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。
 - 著作物を御利用の際には、「○Yamamoto Family」と明示してください。

【田川市石炭・歴史博物館】
 〒825-0002 福岡県田川市大字伊田2734番地1
 Email: sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp
 TEL/FAX: 0947-44-5745

記録画の使用例

説 明	使 用 例
<p>記録画のみを使用する場合 ※「©Yamamoto Family」 と著作権表記が必要となります。</p>	
<p>記録画以外のものが写っている場合 ※著作権表記は不要です。</p>	

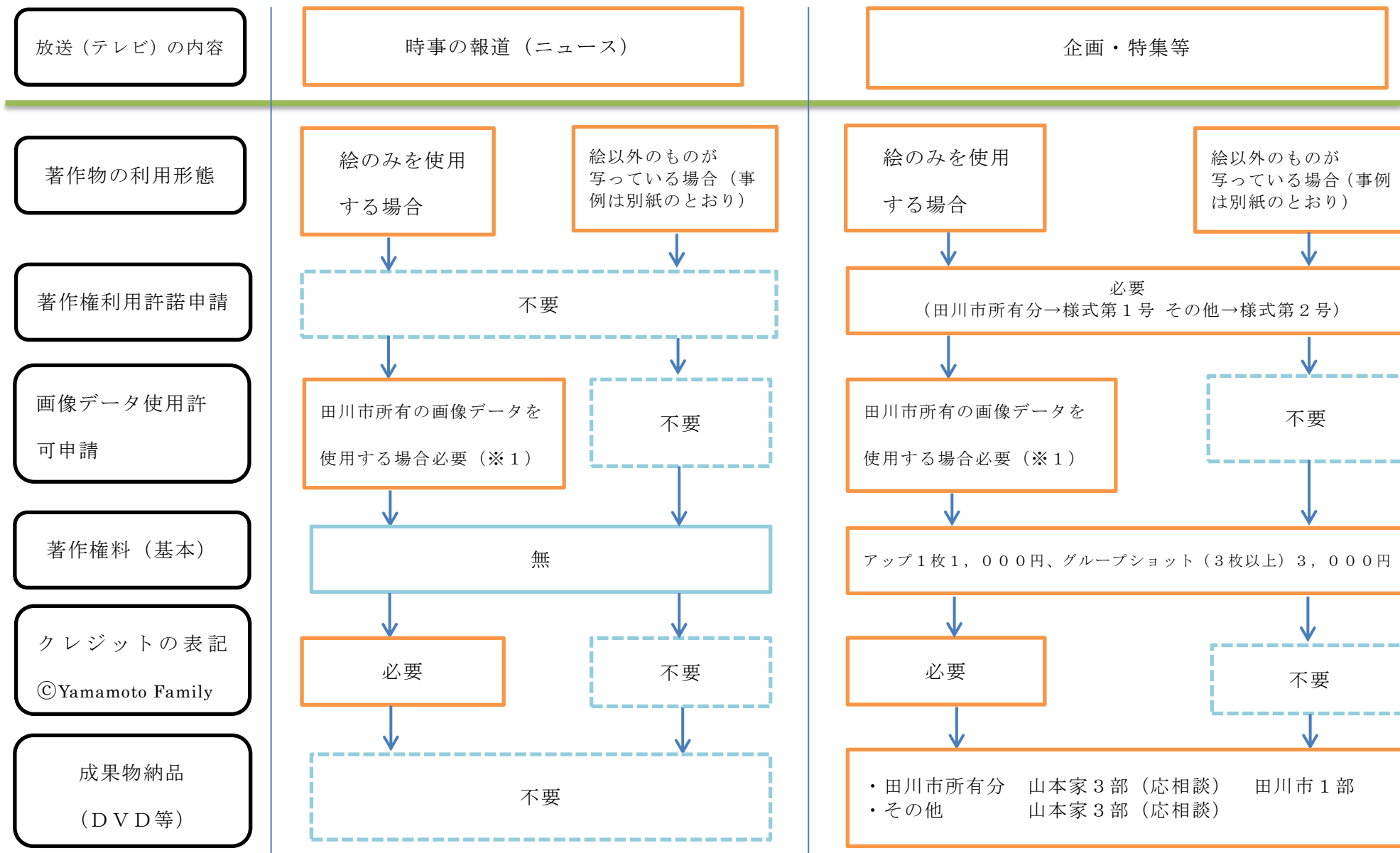
各新聞社用 山本作兵衛氏著作物の著作権対応フローチャート



二

上の図のとおり、田川市所有の炭坑記録画とその他の所有の炭坑記録画については、取扱いが異なります。ご使用になる絵が、田川市所有かその他の所有かご不明の場合は、ご相談下さい。
 申請に関するご連絡・ご相談は、田川市石炭・歴史博物館・著作権担当 (TEL0947-44-5745、0947-44-2000 (内線 572・573) / FAX0947-44-5745) へお願いします。
 申請書データがご入用の場合は、ご連絡下さい。
 (※1)「時事の報道」に関する画像データの使用に関しまして、お急ぎの場合には9:00から17:30までの間にご連絡いただければ、即日お渡しが可能です。

各放送（テレビ）局用 山本作兵衛氏著作物の著作権対応フローチャート



上の図のとおり、田川市所有の炭坑記録画とその他の所有の炭坑記録画については、取扱いが異なります。ご使用になる絵が、田川市所有かその他の所有かご不明の場合は、ご相談下さい。申請に関するご連絡・ご相談は、田川市石炭・歴史博物館・著作権担当(TEL0947-44-5745、0947-44-2000(内線 572・573)/FAX0947-44-5745)へお願いします。申請書データがご入用の場合は、ご連絡下さい。
 (※1)「時事の報道」に関する画像データの使用に関しまして、お急ぎの場合には9:00から17:30までの間にご連絡いただければ、即日お渡しが可能です。

山本作兵衛氏著作物(田川市所有分) 利用申込書

平成 年 月 日

田川市長 殿

申込人

(住所) 〒

(団体名)

(代表者名)

印

1	利用する著作物	①水彩画 点 ②墨画 点 ③日記・雑記帳 点 ④その他 ()
2	上記1の所有者, 所在場所	田川市石炭・歴史博物館
3	申込区分	①官公庁 ②民間・個人(筑豊地域内) ③民間・個人
4	著作物利用区分	①書籍(一般書・学術書・美術書・教科書・副教材 / 装幀・口絵及び本文 / カラー・モノクロ) ※電子書籍を含む ②雑誌 ③機関誌 ④広報誌 ⑤情報誌 ⑥会報誌 ⑦小冊子 ⑧パンフレット ⑨リーフレット ⑩チラシ ⑪ポスター ⑫新聞 ⑬放送(テレビ) ⑭物品 ⑮展示(複製物作成) ⑯上映 ⑰投影 ⑱WEB ⑲その他 ()
5	著作物の利用内容	※著作権を利用する媒体の企画書(内容を確認できるもの)等を添付すること
6	利用予定数	例: ポスター1万枚、印刷物発行部数等
7	利用予定期間	例: 平成25年5月～9月, 平成25年4月から5年間、発行日等
8	利用場所(範囲)	例: 九州内, 全国等
9	収入の有無	無 ・ 有 ※イベント入場料等も含む

利用条件

1. 著作物の利用に関しては、貴殿の指示に従います。
2. 絵の部分的な利用も1枚と数えます。
3. 上記の著作物以外の関係各権利者(撮影者、作家など)の権利処理は、当方の責任と負担において行い、貴殿には一切迷惑をかけません。
4. 上記の利用において、貴殿及び貴殿以外の第三者の名誉・声望を毀損いたしません。万一、第三者から何らかの異議申し立て、請求があった場合は、当方の責任と負担において処理いたします。
5. 借用素材は上記の利用目的の範囲を超えて一切利用せず、無断複製、第三者に貸与、譲渡、第三者の利用を認めることは一切行いません。
6. 山本作兵衛著作物利用基準に基づき、著作権者に著作権利用料をお支払いいたします。また、上記利用条件に違反、もしくは違反する恐れがあると貴殿が判断された場合には、ただちに利用を中止するなど、貴殿からの指示に従います。

山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く）利用申込書

平成 年 月 日

著作権者代表 緒方 恵美 殿

申込人

(住所) 〒

(団体名)

(代表者名)

印

1	利用する著作物	①水彩画 点 ②墨画 点 ③日記・雑記帳 点 ④その他 ()
2	上記1の所有者, 所在場所	
3	申込区分	①官公庁 ②民間・個人(筑豊地域内) ③民間・個人
4	著作物利用区分	①書籍(一般書・学術書・美術書 / 装幀・口絵及び本文 / カラー・モノクロ) ※電子書籍を含む ②雑誌 ③機関誌 ④広報誌 ⑤情報誌 ⑥会報誌 ⑦小冊子 ⑧パンフレット ⑨リーフレット ⑩チラシ ⑪ポスター ⑫新聞 ⑬放送(テレビ) ⑭物品 ⑮展示(複製物作成) ⑯上映 ⑰投影 ⑱WEB ⑲その他 ()
5	著作物の利用内容	※著作権を利用する媒体の企画書(内容を確認できるもの)等を添付すること
6	利用予定数	例:ポスター1万枚、印刷物発行部数等
7	利用予定期間	例:平成25年5月～9月、平成25年4月から5年間、発行日等
8	利用場所(範囲)	例:九州内、全国等
9	収入の有無	無 ・ 有 ※イベント入場料等も含む

利用条件

1. 著作物の利用に関しては、貴殿(又は代理人様)の指示に従います。
2. 絵の部分的な利用も1枚と数えます。
3. 上記の著作物以外の関係各権利者(撮影者、作家など)の権利処理は、当方の責任と負担において行い、貴殿には一切迷惑をかけません。
4. 上記の利用において、貴殿及び貴殿以外の第三者の名誉・声望を毀損いたしません。万一、第三者から何らかの異議申し立て、請求があった場合は、当方の責任と負担において処理いたします。
5. 借用素材は上記の利用目的の範囲を超えて一切利用せず、無断複製、第三者に貸与、譲渡、第三者の利用を認めることは一切行いません。
6. 貴殿の利用料規程に従い、素材の利用許諾料をお支払いいたします。また、上記利用条件に違反、もしくは違反する恐れがあると貴殿が判断された場合には、ただちに利用を中止するなど、貴殿からの指示に従います。

受付番号

山本作兵衛氏著作物（田川市所有分） 利用承諾書

団体名 _____
 代表者 _____ 殿

申込のありました山本作兵衛氏著作物（田川市所有分）の利用について、下記条件のもとで利用することを承諾します。

平成 年 月 日

田川市長 印

利用条件

1 著作権利用料

- 商品本体価格の _____ % × 数量
- 作品1点あたり _____ 円 × 点 = _____ 円
- 1件あたり _____ 円
- その他 _____ 円

合 計 _____ 円

- 2 著作権利用料は、_____年 _____月 _____日までに下記の著作権者代表の口座に振り込まれるものとします。
- 3 申請された目的の範囲を超えての利用や、無断複製、第三者に貸与、譲渡、第三者の利用は認めません。申請数量を超えて増産する場合は本市の承諾を得ることを必須とし、その数量に応じて利用料を精算するものとします。
- 4 利用期間の更新については、事前に双方で協議するものとします。
- 5 上記の利用において、本市及び本市以外の第三者の名誉・声望を毀損せず、万一、第三者から何らかの意義申し立てや請求があった場合は、貴殿の責任と負担において処理するものとします。
- 6 上記利用条件に違反、もしくは違反する恐れがあると本市が判断した場合には、期限内でも承諾を取り消すことがあります。
- 7 問題が生じた場合は速やかに協議を持ち、誠意をもって解決することとします。
- 8 この利用承諾書の記載内容（日付・金額）が訂正されたものは無効です。（訂正印不可）
- 9 グラを田川市石炭・歴史博物館へメール（sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp）か FAX（0947-44-5745）にて送付してください。
- 10 著作権者用として、成果品 _____ 部を納めてください。
- 11 契約が必要な場合は、貴殿と別途行います。

振込先

〒 _____
 著作権者代表

【店名】	【店番】
【預金種目】	【口座番号】
ゆうちょ銀行口座からの振込	
【記号】	【番号】
【名義】	

様式第4号

山本作兵衛氏著作物（田川市所有分） 利用承諾書

団体名 _____

代表者 _____ 殿

申込のありました山本作兵衛氏著作物（田川市所有分）の利用について、下記条件のもとで利用することを承諾します。

平成 年 月 日

田川市長 印

利用条件

- 1 申請された目的の範囲を超えての利用や、無断複製、第三者に貸与、譲渡、第三者の利用は認めません。申請数量を超えて増産する場合は本市の承諾を得ることを必須とし、その数量に応じて利用料を精算するものとします。
- 2 利用期間の更新については、事前に双方で協議するものとします。
- 3 上記の利用において、本市及び本市以外の第三者の名誉・声望を毀損せず、万一、第三者から何らかの意義申し立てや請求があった場合は、貴殿の責任と負担において処理するものとします。
- 4 上記利用条件に違反、もしくは違反する恐れがあると本市が判断した場合には、期限内でも承諾を取り消すことがあります。
- 5 問題が生じた場合は速やかに協議を持ち、誠意をもって解決することとします。
- 6 グラを田川市石炭・歴史博物館へメール（sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp）か FAX（0947-44-5745）にて送付してください。
- 7 著作権者用として、成果品 部を納めてください。

様式第5号

山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く） 利用承諾書

団体名 _____
代表者 _____ 殿

受付番号

申込のありました山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く）の利用について、下記条件のもとで利用することを承諾します。

平成 年 月 日

〒

著作権者代表 印

利用条件

1 著作権利用料

- 商品本体価格の _____ % × 数量
 - 作品1点あたり _____ 円 × 点 = _____ 円
 - 1件あたり _____ 円
 - その他 _____ 円
- 合計 _____ 円

- 2 著作権利用料は、年 月 日までに下記の著作権者代表の口座に振り込まれるものとします。
- 3 申請された目的の範囲を超えての利用や、無断複製、第三者に貸与、譲渡、第三者の利用は認めません。申請数量を超えて増産する場合は著作権者の承諾を得ることを必須とし、その数量に応じて利用料を精算するものとします。
- 4 利用期間の更新については、事前に双方で協議するものとします。
- 5 上記の利用において、著作権者及び著作権者以外の第三者の名誉・声望を毀損せず、万一、第三者から何らかの意義申し立てや請求があった場合は、貴殿の責任と負担において処理するものとします。
- 6 上記利用条件に違反、もしくは違反する恐れがあると著作権者が判断した場合には、期限内でも承諾を取り消すことがあります。
- 7 問題が生じた場合は速やかに協議を持ち、誠意をもって解決することとします。
- 8 この利用承諾書の記載内容（日付・金額）が訂正されたものは無効です。（訂正印不可）
- 9 グラを田川市石炭・歴史博物館へメール（sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp）か FAX（0947-44-5745）にて送付してください。
- 10 著作権者用として、成果品 _____ 部を納めてください。
- 11 契約が必要な場合は、貴殿と別途行います。

振込先

【店名】	【店番】
【預金種目】	【口座番号】
ゆうちょ銀行口座からの振込	
【記号】	【番号】
【名義】	

様式第6号

山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く） 利用承諾書

団体名 _____
代表者 _____ 殿

受付番号

申込のありました山本作兵衛著作物（田川市所有分を除く）の利用について、下記条件のもとで利用することを承諾します。

平成 年 月 日

〒

著作権者代表

印

利用条件

- 1 申請された目的の範囲を超えての利用や、無断複製、第三者に貸与、譲渡、第三者の利用は認めません。申請数量を超えて増産する場合は著作権者の承諾を得ることを必須とし、その数量に応じて利用料を精算するものとします。
- 2 利用期間の更新については、事前に双方で協議するものとします。
- 3 上記の利用において、著作権者及び著作権者以外の第三者の名誉・声望を毀損せず、万一、第三者から何らかの意義申し立てや請求があった場合は、貴殿の責任と負担において処理するものとします。
- 4 上記利用条件に違反、もしくは違反する恐れがあると著作権者が判断した場合には、期限内でも承諾を取り消すことがあります。
- 5 問題が生じた場合は速やかに協議を持ち、誠意をもって解決することとします。
- 6 グラを田川市石炭・歴史博物館へメール（sekaikiokuisan@lg.city.tagawa.fukuoka.jp）か FAX（0947-44-5745）にて送付してください。
- 7 著作権者用として、成果品 部を納めてください。